

① 健康保険は、 どんな時に使えるの？

はり・きゅう

- ・ 神経痛
- ・ リウマチ
- ・ 頸腕症候群
- ・ 五十肩
- ・ 腰痛症
- ・ 頸椎捻挫後遺症

！ 医師による適切な治療手段がなく、慢性的な疼痛を主症とする神経痛やリウマチ等に類するものも対象となる場合があります。

マッサージ

- ・ 筋麻痺、筋萎縮
- ・ 関節拘縮

！ マッサージは、一律に診断名によることなく、筋麻痺や関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする症例が対象となります。

② 施術には、 医師の同意が必要

施術を受ける場合は、**医師の同意書または診断書が必要**です。

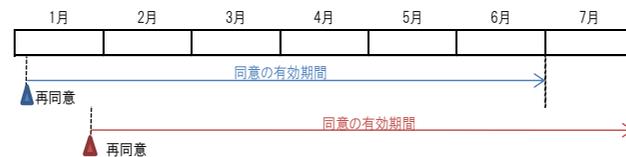
👉 必ずご覧ください

- 同意書（診断書）発行の際には、**医師の診察**を受けてください。
- 同意書（診断書）を発行してもらう医師は、当該疾病について**現に診察を受けている主治医**となります。
(※緊急その他やむを得ない場合を除く。)
- 継続してはり・きゅう・マッサージの施術を受ける場合、**6か月に一度は必ず医師の再同意書が必要**となります。

同意の有効期間について

初療の日または再同意日が、

- 月の15日以前の場合→当該月の5か月後の末日まで
- 月の16日以降の場合→当該月の6か月後の末日まで



！ あんま・マッサージ・指圧師による「変形徒手矯正術」の同意の有効期間は初療の日または再同意日から起算して1カ月となります。

③ 医師の治療と はり・きゅうの施術

はり・きゅうについては、同一疾病の治療を医療機関と併用して受けている場合（ただし、診察・検査及び療養費同意書交付は除く）、はり・きゅうの施術は、健康保険の対象となりません。

全額自己負担での施術となりますので、ご注意ください。

重複NG！とわかるようなイラスト

知っていますか？ マッサージ施術の健康保険対象外

単に疲労回復やリラクゼーション目的のもの、疾病予防のためのマッサージである場合は健康保険の対象となりません。

全額自己負担での施術となりますので、ご注意ください。

はり・きゅう・マッサージの施術は、健康保険を使用できる範囲が決められています。

このパンフレットをお読みいただき適切なご利用をお願いします。

はり・きゅうの施術で健康保険を使用する場合

- ①対象疾病であること
- ②対象疾病について、診察の上で医師の同意書が発行されていること
- ③対象疾病について、医師による治療を併用していないこと

①～③の詳細を確認しましょう

はり・きゅう・マッサージを連想させるイラスト

マッサージの施術で健康保険を使用する場合

- ①医療上マッサージを必要とする症例であること
- ②対象症例について、診察の上で医師の同意書が発行されていること

①②の詳細を確認しましょう

協会けんぽからのお願い

協会けんぽでは、皆さまに納めていただいた保険料を適正に使用するために施術内容等について確認が必要と判断した場合、施術を受けたご本人に、文書または電話で確認させていただくことがあります。

ご理解とご協力をお願いします。

施術後の注意点

領収証は、必ずもらいましょう

はり・きゅう・マッサージ院等の窓口で負担した費用については、領収証の発行が義務づけられています。

申請書の署名又は押印は慎重に

毎月、療養費支給申請書で施術を受けた具体的な日や施術内容を確認してから署名または押印をしましょう。

毎月、申請書の写しまたは明細書の交付を受けましょう

<お問い合わせ先>

全国健康保険協会（協会けんぽ）大阪支部

電話 06-7711-4300（自動音声案内）

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

（土・日・祝日・年末年始を除く）

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

デザイン・レイアウト未定稿

はり・きゅう・マッサージを健康保険で利用される皆様へ

はり・きゅう・マッサージを連想させるイラスト

